すみだ

NO. 147

http://www.city.sumida.lg.jp/kugikai/

NO. 147 **発行: 墨田区議会事務局** 130-8640墨田区吾妻橋-丁目23番20号公5608-1111代表 http://www.city.sumida.lg.ip/kugikai/

2007.1.8





(東武鉄道・新東京タワー 提供)

新タワー(イメージ)

が安心して住み続けることができ、で開かれた議会運営に努め、皆様 皆様の更なるご支援をよろしくお 墨田区が明日に夢と希望が

な願いである、「安心・安全なま

続き行財政改革を推進し、 観光等時代のニーズに合わせた施 によって実現するための墨田区 財政基 また、

を実感するまでには至っておりま 墨田区基本構想」に描かれた将 5の姿を区民、事業者、区との協 すみだのまちに元気さや明 方、新タワーの誘致が成

年頭にあたって



墨田区議会は本紙上をもって新年のごあいさつとさせていただきます。 あわせて新成人の皆さまにお祝い申し上げます。

議

西中松あか高坂広中坂小木出中金江原村野べく柳 2 池内羽嶋 木文光弘幸ら東たみ お武 邦常お義 桜井ひろゆき(自由民主党) み ち お 進 おさむ えいじ おさむ(自由民主党) | (自由民主党 (無 所 公 明 (自由民主党 (自由民主党) (日本共産党 (自由民主党 (公 明 (自由民主党 (自由民主党) (日本共産党 (日本共産党 (公 明 (自由民主党) (自由民主党) (自由民主党) (自由民主党) (自由民主党) (自由民主党) 明

政に取り組んでいくのか、また、

4月に行われる区長選挙に立候補

第4 回=定例会

の15日間にわたって開きました。今定例会では、11月24日及び27日の 者の労働条件確保等に関する意見書」を全会一致で可決しました。 4人の議員が会派を代表して区長、教育長に対し代表質問を行い、11 **条17件を原案どおり可決し、議員提出の「公共工事における建設労働** 月27日の本会議では2人の議員が区長、教育長に対して一般質問を行 本会議において自由民主党、公明党、日本共産党、新しい風・民主の **不会議において認定したほか、本会議最終日に区長から提出された議** いました。また、平成17年度墨田区各会計歳入歳出決算を11月27日の 墨田区議会は、平成18年第4回定例会を11月24日から12月8日まで

代表 質問

19年度予算編成に当たり区長2期目 総括と今後の区 政 運営を問う

西 曲 原 文

等が改善されつつあるとはいえ、 るが、財政力指数、経常収支比率 政危機の克服を最大の課題と位置 中で、更なる行財政改革に取り組 うかの総括と、今後どのように区 を十分に果たすことができたかど らの結果を踏まえ、区民との約束 む必要性を強く感じている。これ 未だ23区平均には到達していない 数の削減、事務事業の見直しなど、 む決意を表明した。以来、職員定 定の成果を収めたことは評価す 更なる行財政改革に取り組 基本計画の着実な推進と財 区長は2期目の所信表明で、

零細企業の多い本区では、景気が え、その実感に乏しく、特に中小 する意思があるのか、伺う。 いざなぎ景気」を抜いたとはい わが国の景気は、 戦後最長の

る押上駅前、業平橋駅前の活性化 のためには再整備が必要と考える は。また、新タワーの玄関口とな 後の取組みと19年度予算への反映 が、区長の見解は。

問

答 区長2期目の総括として

整に係る都区協議の今後の見通し 解決へ向けた区長の決意を伺う。 捉えているか。また、都区財政調 ないが、区長は景気をどのように 回復してきたとの声が聞こえてこ

要望するが、区長の考えは。 等で出された意見を参考に、最終 公共施設関連事業については、財 案が示されるとのことであるが 会での議論、パブリックコメント までの教訓を生かし、しっかりと 政危機克服に取り組んできたこれ した基本計画の実行と予算編成を 基本計画については、特別委員

新タワー関連事業についての今

財政健全化に一応の目途が

営の任に当たりたい。 こと等を考え合わせると、一定の 積しており、また、新タワー建設 解決しなければならない課題が山 含め、その基本的方向性を示せた ただけるならば、引き続き区政運 いることから、区民等の支援をい に伴う対応が大きな課題となって 月の区長選挙については、今後 果を挙げられたのではないか

は大きな乖離があり、今後の協議 分割合変更に関する都区協議につ くい。一方、区財政については は大変厳しい状況が予想されるが いては、これまで都区間の主張に おいては景気の回復が実感できに るが、中小零細企業が多い本区に 不退転の覚悟で協議に臨む。 ている。また、特別区交付金の配 ようやく好転する兆しが見えてき 景気は、緩やかな回復基調にあ

財政状況も勘案しながら優先順位 小中学校の耐震化等、できる限り公共施設整備については、区立 計画的に整備を進める必要があり をつけて取り組んでいく。 北斎館等の区単独事業については、

駅前の再整備については、新タワ 総合交通戦略の検討などと合わせ 押上・業平橋地区まちづくりグラ 続き協議を進めていく。 て取り組んでいく。押上・業平橋 盤整備など早急に着手すべき事業 ンドデザインに基づき、今後、基 となるよう、鉄道事業者等と引き をまとめ、観光回遊性を見据えた -の玄関口にふさわしい駅前整備 新タワー関連事業については

障害者自立支援制度に地域で安心して暮らせる

系への移行が完了する23年までの づき、18年から新しいサービス体 った障害者自立支援法に基 本年10月から本格施行とな 15 位、 問

施設から地域へ、就労支援を強化 する等の方針をどのように反映す 策定状況及び自立支援法が目指す を策定する時期であるが、現在の 需要量と供給量等を数値目標とし るのか。 て設定する、墨田区障害福祉計画

くりについて、新タワーの実現も たったこと、本区の将来のまちづ

る制度であってほしいと願うが 利用する障害者の実態を見極めて 3年後に見直しを行うこととして 能力に応じ地域で安心して暮らせ 必要な改正を行い、障害の程度や いるので、この間の事業の推移や さんあるが、障害者自立支援法は 対する受入れ強化策等課題はたく 事業展開、就労支援、地域社会に 区長の見解は。 障害福祉計画の実現に向けての

進めており、障害者団体からのニ めていくこととしている。 案を取りまとめた。今後、パブリ 的とした、障害福祉計画の策定を 福祉の一層の向上を図ることを目 性を明確にするとともに、障害者 強化を図り、区内の障害者が地域 の移行の促進、就労支援の充実・ 備などの方策により、地域生活 ーズ調査等をもとに、本計画の素 で自立した生活が送れるように努 による整備や就労移行型施設の整 に策定する。本計画では、ケアホ ックコメントを実施し、本年度中 ム・グループホームの民間誘導

限りの対応をしているが、3年後 の障害者自立支援法の見直し時に を踏まえ、必要な措置を講じたい は、区内の利用者や事業者の実態 この10月から区としてもできる

●行政情報化の積極的推進

都市ランキング」で、本区は全国 東京都では1位となったこ 度を比較する今年の「 e— 全国の自治体の情報化進捗

をどう構築するか。

問

新タワーを契機に、

地域資 観光

労働安全衛生法施行令の一部改正

により、石綿の製造、

使用などの

状況について――18年9月1日の

と異議なく決定した。

報告)公共施設のアスベストの

と決定した。

的確に反映できる制度に改めるも 職務・職責に応じた貢献度をより

-原案どおり可決すべきもの

手当制度について、在職期間中の 条例の一部を改正する条例:退職

源の掘り起こしなど、

と連携を図り観光事業に取り組む。

で現在進めている産業施策 観光は裾野の広い産業なの

区の9施設について、

吹付材のア

(制基準が変更されたことに伴い、

から、職員給与費等、

3億265

6万4000円を減額するもの

原案どおり可決すべきものと

計補正予算:歳入歳出予算の総額

議案 平成18年度墨田区一般会

スベスト含有量を再調査し、新た

に規制基準に該当した箇所の対応

異議なく決定した。

13年に「墨田区行政情報化推進計 38年度の汎用コンピュータ導入以とは高く評価する。本区は、昭和 と、そのことによる行政事務の効 画」を策定したが、その達成状況 取り組んできたのか。また、平成 降、これまでにどのような事業に

のように向上したのか。 うに取り組んでいくのか。 キュリティ対策の向上に、どのよ 民の関心が高まっている中で、 が施行され、個人情報保護への区 えで区民サービスの向上を図って 題に対し、それぞれどのような考 率化、区民に対するサービスがど いくのか。また、個人情報保護法 「利用しない人」の情報格差の問 「情報機器を利用する人」と

ノーマライゼーションの理 念の下、障害者施策の方向 画」に基づき、イントラネットの 供に努めてきた。更に、13年に策 の拡大を図ってきた。 情報化施策を行う上での基盤作り 構築、電子決済の導入等を推進し 定した「墨田区行政情報化推進計 率化と区民への迅速なサービス提 話等を利用した「すみだ安全・安 請・電子調達サービスの導入、公 がほぼ完了した。また、電子申 出システムの開発など、事務の効 心メール」等、区民向けサービス 式ホームページの見直し、携帯電

化を図り、区民の個人情報の保護 る。更なるセキュリティ対策の強 ンの配置など、情報格差に配慮す ターネットサービスの拡大、利用 に万全を期したい。 しない人には、区施設へのパソコ 情報機器を利用する人にはイン

保育園給食調理業務委託費、商工

加するもの。主な内容は、介護保

険軽度者に対する寝台購入助成費

会計補正予算:歳入歳出予算の総

職員の給与に関する条例

12月8日

議案 平成18年度墨田区一般

万針について報告があった。

企

画

総

務

委

員

会

の

も

ょ

う

額に11億709万8000円を追

可決すべきものと異議なく決定し

陳情)都区制度改革に関する陳

-閉会中も継続審査するもの

業融資事業費など―

原案どおり

決定した。

議案)職員の退職手当に関する

どおり可決すべきものと異議なく

給与の改定等をするもの― 事委員会の勧告等に伴い、職員の の一部を改正する条例:特別区人

-原案

平成17年度墨田区 各会計歳入歳出決算額

これまで財務会計等の内部 情報のシステム化、施設貸

を決定しました。

-般会計

歳出86,593,727,249円

歳出24,019,979,678円 老人保健医療特別会計

歳入18,582,741,724円

歳出18,541,968,769円 歳入11,223,158,868円 歳出10,785,272,825円

-成17年度決算を認定

決算特別委

員会のもよう

決算を審査しました。 同介護保険特別会計の各歳入歳出 会計、同老人保健医療特別会計 8日間にわたり、平成17年度墨田 区一般会計、同国民健康保険特別 10月17日から10月31日まで延べ

査した結果、いずれも報告どおり 認定すべきものと決定し、11月27 ③事業効果はどうか等について審 たか、②計画的に実施されたか おいて、①予算どおりに執行され 日の本会議において同決算の認定 委員会では、各歳入歳出決算に

決算特別委員会のもよう

国民健康保険特別会計 歳入24,873,619,511円

介護保険特別会計

また、区内の民間スポーツ事業者 民に提供すべきと提案してきた。 中に各課の健康施策も網羅し、区

食生活を提供している。区内事業 は、その人の体力に合った運動や

脳ドック検診の (なる健康施策 0

実を望

部助

成制

度 の創



脳卒中は発症すると治療し ても多くは後遺症が残り、

問

確立が高くなる。現在、脳疾患の

その後障害者や要介護に移行する

検査は脳ドックでMRI・MRA

問

加 進

医療費の高額化も十分に認識して 公的制度として創設するには解決 重点を置いて対応する。提案の脳 罹患する区民を減らす一次予防に 要原因である高血圧や動脈硬化に 慣病対策を通じて脳血管疾患の主 いる。当面の対策として、生活習 りやすく提供するよう望む。 しなければならない課題も多く ック検診助成制度については 幅広く区民に受けてもらう スクリーニング的な検診を

用がかかる。脳ドック検診の一部

と3万円から7万円と高額な費 の検査以外はなく、個人で受ける

助成制度の創設で一人でも多くの

デンを設置し、歩いて楽しいまち

持・管理するコミュニティーガー

や街角に地域のボランティアで維

る仕組みを作るべき。公園の一角

開催など、区民が気軽に参加でき ザー派遣制度や作品コンテストの

クシンドロームにならないための 生管理面で安心して使用してもら るためには、裸足での使用が基本 て推進していく。 意識啓発は、これからも力を入れ 適切な管理が行えることが条件と う必要があることなどの理由から、 となるため、不特定多数の人に衛 する方向で検討する。メタボリッ なる。当面は保健センターに設置 内臓脂肪測定器で正確に測定す

改善が注目されている。区民が自

(内臓脂肪症候群) の早期発見・

分の内臓脂肪の数値をその場で知

ることができる内臓脂肪測定器を、

設すべきと思うが、区長の考えは。

今、メタボリックシンドローム

もつながる。ぜひ、この制度を創

今後の検討課題とする。

る可能性も高まり、

医療費削減に

れば発症を抑える予防治療で助か 人が検診し、脳血管の状態がわか

康維持に取り組んでいく。 と考えている。電話相談をはじめ 健康管理をしていく上で大変重要 区民の便宜を最優先して区民の健 健康相談業務の充実は、区民の

これからの健康相談は、電話で何 出向いて聞かなければならない 現在の健康相談は保健所に区民が めの健康コーナとしていくべき。

健康相談業務の充実について、

る同じ場所に設置し、日常的に生 公共施設で血圧計が設置されてい

冶習慣に対する意識啓発を促すた

プであるべき。区長の見解は。 でも相談でき、しかもワンストッ

わが党は、すみだ健康マップの

りメニューを具体的に提供し、 民にとって分かりやすい健康づく 工夫をしてきている。今後も区と 体的な事業の内容が分かりづらい 民間事業者との連携を深めて、区 という意見もあり、情報の提供に に取り組んでいるが、区民から具 づくりメニューとして色々な事業 輪である。保健センターでも健康 食生活と運動は健康づくりの両

> ●花と緑のまちづくりを推 新タワーが建つ押上 究・実践事例を中心に「い江戸川区では、過去の研

うか。教育長の見解は。

用なども活用すると環境都市・墨

田区もアピールできる。アドバイ

ケットやウォールバスケットを設

を中心に集中的にハンギングバス

人が通る動線

置してはどうか。散水用に雨水利

ど緑化支援事業」として公益性の 高い緑化事業に助成金を出してい 法人東京都公園協会では、「街か づくりを推進してはどうか。財団 るが、そうした助成金の活用を検 押上・業平橋地区の開発は 水と緑のうるおいのある景

討してはどうか。

ギングバスケット愛好会と協力し ット通りの導入を検討する。ハン の中で特徴のあるフラワーバスケ としているので、今後の緑化計画 快適な歩行者空間とすること

する。 む際には、 アドバイザーになってもらうこと 商店街等と共に地域緑化に取り組 開発指導要綱に基づく緑化指導の 作りの実践やベンチ等の設置、歩 あれば、区民との協働による花壇 も可能である。民有地の提供等が 際に情報提供するとともに、今後、 い歩行者空間の整備に取り組む 行者や観光客にとって快適で楽し て、出前講習会を開催する際には、 有効な手段として活用

●いじめの早期発見・予防

ることができるように、様々な健 健康づくりのアドバイスにつなげ

棣づくりのメニューを区民に分か

康管理に活用してもらえるよう努 問

どうか。また、CAP(子どもへ する形で子どものエンパワーメン の暴力防止)プログラムの導入に 事例を参考にプライバシーに配慮 実施されることから、行政主導で ンケートを実施すべきと考えるが の実施を挙げている。江戸川区の めの実践プログラム」を編集した じめ発見・対応、いじめ防止のた ト支援事業として位置付けてはど なく、PTAや地域活動を後押し ついて、セーフティ教室が今後も した上での児童・生徒に対するア 童・生徒に対するアンケートなど いじめ実態の把握方法として、児

室を実施し、危険回避能力の育成 は各学校の実態に応じた取組みを 実施することも考えたいが、当面 に努め、保護者や地域の人にも参 を引き出すという点では、本区で する。子どもの内面にある力強さ 推進していくよう働きかけを継続 据えながら、必要があれば全校で 加してもらい意見交換を行ってい は小・中学校全校でセーフティ教 律にアンケート等による調査を 関係機関等への相談の状況 や各校での対応の状況を見

問う 数育基本法改正案について

自由民主党 早川

護者は、子どもの教育について第 案が参議院で可決されれば、墨田 識を家庭や学校でもわかりやすく の責任を問う内容になっている 区の教育はもちろん国民全体にと 熱意を持って教えることで、改正 じめや学級崩壊などについて家庭 っても良い改正案であると思うが 今一番大事なのは、社会の規範意 一義的責任を有すると規定し、 教育について父母その他の保 教育基本法改正案では、家庭

問 更なる人件費の削減について

特殊勤務手当の見直しなど総 人件費の更なる抑制に努める。

答

取り入れている事例もあるので 学校においてCAPプログラムを 関係団体に紹介等を含めて情報提 る。既にPTAの活動等で区内の 供をしていきたい。

くらいの歳入増を見込んでるのか 問 当たりたい。 みを的確に捉え、予算編成 今後の一般財源の収入見込 18年度当初予算に比べどれ 来年度の予算編成について

要との認識が盛り込まれた。 どのような議論があったのか。 都区の事務配分が中心だが 会で23区再編問題について 都区のあり方に関する検討 特別区の再編等の議論も必

をどう認識しているのか。 問 結果を真摯に受け止め内容 日本経済新聞社などが公表 した行政サービス調査結果

の更なる充実に努める。 問 を分析の上、行政サービス 今年度から導入した。会計 都は新財務会計システムを

制度改革に対する区長の所見は。 導入についても研究を進める。 都の新財務会計システムの国の動向を見据えながら

りと受け止め、墨田区における教 改正をめぐる様々な議論をしっか 育の充実につなげていきたい。 だの子どもたちの健全な育成のた 法改正について議論がなされてき する問題行動解決のためにも、 め、また、いじめ問題をはじめと ているものと認識している。すみ めに、教育改革が求められており | 21世紀を切り拓く心豊かでた くましい日本人を育成するた

業のあるべき方向性 と方針など、中間ま グラム」の中間報 ムについて、基本方針や区内小売 商業活性化のためのプログラ 「商業活性: 化すみだプロ とめ骨子の報 告について 全体の目標

ン(すみだ環境基本 報告「すみだ環 境の共創プラ 計画)」の中

域 市 委 員 会 **の** も ょ う

地

務に従事した者等に係る損害補償 議案)災害に際し応急措置の業 12月4日]

決定した。 る傷病補償年金、障害補償及び介 どおり可決すべきものと異議なく 要の規定整備をするもの一 補償の基準を定める政令の一部改 例:非常勤消防団員等に係る損害 護補償に係る等級ごとの障害の程 正を踏まえ、本条例で規定してい 度に係る規定を削る等のほか、所 に関する条例の一部を改正する条

のと異議なく決定した。 第2アパートに駐車場を設置する 通二丁目地区を選定したとの報告 推進地区」の選定について一 もの――原案どおり可決すべきも を改正する条例:区営住宅の利便 性の向上を図るため、立花三丁目 報告 「安全・安/ 議案 墨田区営住宅条例の一部 心まちづくり

堤通二丁目地区

の撤去について



民との協働で策定する計画の中間 期的な視点から総合的、計画的に 環境施策を推進するため、区と区 報告があった。 る「環境の共創」 一を実現し、中長 条例の理念であ すみだ環境基

ント)を実施することとなったた の環境影響評価について づき環境影響評価 め報告があった。 者が東京都環境影響評価条例に基 報告)業平橋押上地区開発事業 (環境アセスメ

ための新しい住宅マスタープラン 策を総合的かつ計画的に推進する について報告があった。 ラン」の素案について 報告)「墨田区住宅マスタープ -住宅施

利用機会を一層公平なものとして の見直しについて いくため、使用承継制度の見直し について報告があった。 報告)区営住宅の使用承継制度 ―区営住宅の

の後の経過について一 の認定及びグランドステージ東向 島の居住者による建替え決議につ いて報告があった。)耐震偽装マンションのそ **−破産債権**

)東向島5丁目横断歩道橋 水戸街道に設

置されている東向島5丁目横断歩 道橋の撤去について報告があった。

東向島5丁目横断歩道橋

問題について説明を求める。また、

いことを承知で、3億円出資した レポートセンターの経営が良くな

民事再生法により都が債権放棄や

00%の減資を決めたことによ

と都 は の悪政追随



洋

ように責任を負うのか、 区長会の対応について、 誰がどの 損金はど

こうした中で、限りある財源のも 単なる施策の切捨てではなく、限 目的として区民・区議会の理解と 区民生活に与える影響もあること 施されたものと受け止めている と多種多様な施策を進め、社会保 いないため、国や都は制度や事業 様々な制度が現実に対応しきれて 変化に合わせて見直しを行ったも られた財源の中で社会経済環境の 協力を得ながら取り組んできた 民福祉の一層の向上を図ることを 極めて厳しい財政状況の中で、区 は長引く景気低迷等の影響を受け 財源の中で真に必要と思われるサ 祉の増進を第一に考え、限られた このような国や都の制度の変更が 国の制度改正や都の給付の適正化 障制度を維持していくために行う も事実であり、 については、それぞれの立場で実 した内容となるよう努力している。 これまでの行財政改革の取組み ・ビスの確保を図っていきたい。 たがって、これまでの取組みは 見直しを行い社会経済情勢に即 新たな行政サービスの充実 私としては区民福

株主・債権者の協力が不可欠であ たものである。出資金はすべての 頼に基づき理事会において決定し すべく当事の青島都知事からの依 東京テレポートセンターへの出 8年2月に経営基盤を強化

のか。出資金は区民の税金である。

る3億円の出資の扱いはどうなる

特別区協議会の金銭感覚をはじめ、

問

革の名のもと、社会保障の

少子高齢社会など社会情勢 の変化はあまりに激しく

刻な影響を与えている時に、この

の動向をどのように認識し、今後

すことはできない。区長は国と都 るという自治体本来の役割を果た ような姿勢では住民の暮らしを守

どう対応するのか、見解を問う。

|大綱・実施計画を策定し、6年 [で579事業の見直しを行い区

区は財政再建プランや行財政改

原都政に対しても区長は都の考え

どと述べ容認してきた。また、石

方は理解できるなどと容認してき

た。国や都の悪政が区民生活に深

民増税にしても年金や医療、介護

問題となった。ところが区長は庶

貧困の新たな広がりが重大な社会 連続改悪などが進められ、格差と

保険の改悪にしても、制度の安定

?な維持のためにやむを得ないな

に向けた取組みである。

のような区政を真摯に見直し、

要な施策も先送りされてきた。こ のため区民施策が切り捨てられ必 金を作り返済に追われていた。そ 年間は大規模開発などで莫大な借 55人の職員を削減した。この10 民施策を切り捨てるとともに、4

めてきたが、区長の見解は。 祉型・生活型の区政への転換を求

特別区協議会が株式会社東京テ

承認を受けることになると考える

で実施せよ

の安全も守れない。 表してこなかった。学校は安全性 きた。また、耐震診断の結果を公 が第一に確保されなければならな や改修を急ぐよう主張してきたが い。更に避難場所が危険では住民 区は一気にやるのは困難だとして 問 を繰り返しとりあげ、改築 私は学校施設の耐震化問題

5以下の学校はあるのか。あると 補強、改修、改築などの対応策を の結果と耐震性の低い学校の耐震 どもたちを通わせていることは、 ることを知りながら公表せずに子 すれば改修計画はどうなっている 直ちに公表するよう求める。 人道的にも許されない。耐震診断 か。大地震で倒壊のおそれがあ 校舎や体育館の耐震強度が0・

は22年度までにこれを確保し、25ることが求められているが、本区 を立て、基本計画にも耐震化計画 その数値を下回る学校施設の耐震 年度までにすべて終えるべく計画 年以内に耐震化率を9割以上にす 化対応はすべて終了している。 置き換えた場合は0・3に相当し 国が定めた基本方針で、今後10 マンションの耐震強度0・ 5を学校の構造耐力指標に

ついて問う 観光と商工業施策、

融資に

自由民主党 樋口

敏郎

取り組んでいきたい。 り合わせながら早急かつ計画的に 実に進め、学校適正配置計画とす れるので、従来どおりの取扱いと したい。今後は、耐震化計画を着 をあおることにつながると考えら 耐震診断結果の公表は住民不安 区はどのように考えているのか。 内で融資を受けられるということ えができると聞いているが、墨田 得ないことがある。葛飾区は借換 済額が増えるのであきらめざるを

認められず当時の理事の責任追及 は難しい。損金については総会の 出資自体に判断の誤りがあったと に応じざるを得ないと判断する る等を勘案すると、100%減資

交通渋滞と駐車場問題、ものづく 民の疑問に答えるべき。わが党は めてきたが、どう対応するのか。 りや商業に与える影響などの懸念 はどのように見ているのか。タワ 武の一人勝ち開発の計画案を区長 に対し解決策を早急に示すよう求 結型の開発計画となっている。東 問 区ではマンションなどが無計画 関連の区の出費がどの程度か区 が明らかにされたが、

制限案を作り、早期に実施ができ ないか。また、今後のまちづくり きと考えるがどうか。 は文化的なまちづくりを重視すべ 民の意見を聞いて区内全域の高さ に建設されている。すぐにでも区

がまとまり次第、区議会に報告す デザインのコンセプトである「下 る。タワー建設に係る諸問題につ 区が行う事業は全体的な事業計画 る開発とするよう要望していく 町文化創生拠点」の形成に寄与す ない。まちづくりグランド 開発案は確定したものでは

して解決策を早急に示せ)新タワー建設の懸念に対

画整理地区内の開発計画新タワーを中心とした「区

協働による仕組み等を検討したい 問

囲内で所得格差の是正に取り組む 問 今後も区民生活の実態を踏

営化計画の撤回を求める。 はなく、多くのサービスを 公的責任を放棄するもので

効率的に実施できる施策である。 て相談できる体制を整備すべき。 問 学校全体の相談機能の充実 に努めた上で増員について

は事業者の借入金依存体質につな 仕組みづくりを考えていきたい。 観光客が区内商店街にも足を運ぶ 掘していく取組みや個だわりショ がりかねないので、一定の条件を の検討課題とする。 付した制度が必要と考える。今後 ップと街歩き観光をつなげるなど 融資借換制度の実行に当たって

持った観光資源や観光ルートをつ

特色あるすみだらしい魅力を 墨田区基本計画素案の中で

くるとあるが、観光と商工業の接

点をどう考えているのか。

商工業融資について、限度額以

融資を受けたいが従来の返

答 問 論議をどう受け止めているか 区長として教育委員会制度の

る。また、住民がルールを定めた 観のあり方を示していく予定であ 点で検討を行い、関係機関と連携 高さ制限も推進したい。景観につ し事業者への指導、 いては具体的な誘導策や区民との いという区域には地区計画による プランの中で新たなすみだの都市景 いては具体的な内容が出された時 19年度改定の都市計画マスター 誘導を図る。

いてどう認識しているか。 経済的給付事業の必要性に 現在の区民生活の実態から

保育園の民営化は公的責任 まえ、区の責任と権限の範 を放棄するものであり、

員等、子どもたちが安心し スクールカウンセラーの増

は今後必要性があれば検討したい

工房ショップの集積など、も のづくりを観光資源として発

向を見据え今後の参考にする。国等で行われている議論の動

と異議なく決定した。

区

文

11月30

法の一部改正に伴 規定整備をするもの り可決すべきものと異議なく決定

17年度の決算剰余金が確定したこ されたことに伴う補正を行うほか ら保険財政共同安定化事業が創設 康保険特別会計補正予算:10月か 議案 平成18年度墨田区国民健

異議なく決定した。 863万9000円とするもの 予算の総額をそれぞれ272億2 万9000円を追加し、歳入歳出 に歳入歳出それぞれ5億3963 加するため、歳入歳出予算の総額 とに伴う一般会計への繰出金を追 原案どおり可決すべきものと

催告書の回収や納付のあった場合 年度普通徴収第2期分未納者に対 策の報告があった。 など、事故後の対応及び再発防止 催告額の誤りがあることが判明し する納税催告書のうち599件に 税催告書誤通知及びその後の対応 た件について、その原因、誤った **について**――10月27日発送した18 報告)特別区民税・ 都民税の納

まとまったので、その概要の報告 における各小中学校の応募結果が について 報告)学校選択制度の応募結果 —19年度学校選択制度

置、新校舎使用開始時期、通学区 学校の統合について 域及び今後の予定について報告が 統合時期、統合新校・仮校舎の位 方がまとまったので、その経緯 小学校と立花小学校の統合の考え 報告)第一吾嬬小学校・立花小 -第一吾嬬

ろう学校又は養護学校」を「特別 支援学校」に改めるほか、所要の の一部を改正する条例:学校教育 議案 墨田区学童災害共済条例 い、「盲学校 教 委 員 会 **ග** も ょ う

第一吾嬬小学校

-原案どお



立花小学校

[12月8日]

すべきものと異議なく決定した。 例:特別区人事委員会の勧告に伴 関する条例の一部を改正する条 等をするもの― い、幼稚園教育職員の給与の改定 議案 平成18年度墨田区国民健 議案)幼稚園教育職員の給与に ―原案どおり可決

49万2000円を追加し、歳入 額調整分の追加により、歳入歳出 歳出予算の総額をそれぞれ272 億3813万1000円とするも 予算の総額に歳入歳出それぞれ9 給与改定差額の減額及び所要見込 康保険特別会計補正予算:職員の -原案どおり可決すべきもの

局齢者福祉に



阿 部

問 度がスタートしたが、介護 本年4月から新介護保険制

応を検討すべきではないか。今後、 包括的・継続的ケアマネジメント 域包括支援センターである。地域 関として大きな役割を担うのが地 改正で「介護予防」という理念が 現場では混乱が生じ、また利用者 に運営していくのか。 地域包括支援センターをどのよう を再度確認し、財政的・人員的対 支援センターの本来の役割・機能 状況になっている。区は地域包括 となるべき業務まで手が及ばない なっているが、現場では本来重要 といった業務を行うことが責務と 機能は、総合相談支援・権利擁護 包括支援センターの本来の役割と 大きなテーマとなり、その実施機 からの不満も生じている。今回の 介護予防ケアマネジメント

を予防するための取組みを実施す とどのように連携を図るのか。 業以外で行われる介護予防施策等 特定高齢者施策と一般高齢者施策 いくのか。また、介護予防事業は 定高齢者事業をどのように進めて ることになっているが、今後、特 にあると認められる65歳以上の人 護状態等となるおそれの高い状態 に分けて行われるが、地域支援事 を対象に、要介護状態等となる事

必要がある。区は地域包括支援セ 度はまだまだ認知されていないこ ても、対象者を発見して支援する 権利擁護にかかわる成年後見制 もっと積極的なかかわり

> ンターが直接地域に入り込んで支 援できるように側面から支援して いく必要があるのではないか。

を講じる考えがあるのか。 の多い墨田区ではどのような対策 対策が広がっていく中で、高齢者 国や各自治体で高齢者の孤独死

部作成受託を行うなど、地域包括 る相談や介護予防プラン作成の一 困難ケースに対し、区の職員によ 営されるよう関与する役割がある 行っている。また、ケアマネージ 支援センターへの支援を積極的に て身近な相談窓口として適切に運 して採用したいと考えている。 答 有資格者を区の非常勤職員と ンターが、地域住民にとっ 区としても地域包括支援セ

きたい。 の介護予防施策についても、 るようお願いしている。また、他 月初めに確定する予定だが、順次 連携を深めながら事業を進めてい 祉・保健・医療などの関係部署で 各地域包括支援センターに相談す 特定高齢者対象者に個別通知をし た65歳以上の特定高齢者把握を行 っている段階で、最終的な数は12 現在、老人健康診査を受診され 福

特定高齢者事業は主として要介

ター職員が直接出向いて対応し もに、司法書士に各センター職員 その際、区の職員も同行し側面か からの相談についてアドバイスを 利擁護センターと連携を図るとと 祉協議会のすみだ福祉サービス権 しい状況にある。そこで、社会福 センターの職員だけでは対応が難 成年後見制度は、地域包括支援 ただいている。今後は、各セン

喜見子 守りが必要と思われる高齢者に対 のリストアップを行っている。 行い、引き続き見守りが必要な人 おいて2次調査として訪問活動を 査をお願いした。その中で今後見 して、各地域包括支援センターに

域包括支援センター り協力員と民生委員とともに各地 守りネットワークにおける、見守 見守りを行っていく。 を核として

●サーマルリサイクルの導

あるのか。搬入車の増加が懸念さ のように考えているのか。 また、廃プラスチックは高カロリ 環境負荷への影響を検証すべき 結果のデータを公開し、安全性、 ついて、モデル実施区の実証実験 ックを焼却する事で起こる問題に うに考えているのか。廃プラスチ れるが交通渋滞等の対策はどのよ 積載基準はどうするのか。可燃ご 廃プラスチック混在の可燃ごみの どのように住民周知を図るのか 基準を持ってモデル地区を指定し やダイオキシン等の環境負荷はど み・不燃ごみの収集回数に変更は には問題はないのか。窒素酸化物 ーで焼却されるため、地球温暖化 問 リサイクルは、どのような 廃プラスチックのサーマル

のように審議していくのか。 担の公平化を、今後の区長会でど 清掃工場のある区とない区の負

についてはごみ量が大幅に減少す 集回数は現行のままで、不燃ごみ るので、収集回数等について再検 区切った地区を選定する予定であ した上で設定する。可燃ごみの収 る。積載基準はモデル収集で確認 避けるため、広い道路等で モデル地区の選定は混乱を

問」という形で民生委員に実態調 この9月、10月に「ふれあい訪 また、今年度構築した高齢者見 積極的に提供していく。廃プラス 事前に情報提供し、測定データは っては、区民の理解を得ながら進 効果ガス発生量は微増にとどまる チックを焼却することによる温室 ものと試算している。実施に当た 全確保は実施要領を作成した上で 清掃工場間の搬入調整を行うので、 大幅な増加はない。焼却体制の安

担をすべきと考えているので、 き続き主張をしていく。 清掃工場のない区は、 、応分の負 引

●地域コミュニティについ

なってしまう。もっと具体的、 を行うことは、 問

ない。このままでは下町人情あふ とではあるが、大変難しいことで 民と行政とが一体化した区政運営 ガバナンスという言葉を入れ、区 うことが明示された。基本構想に ンスの担い手である町会に元気が ある。特に最近では最大のガバナ れる地域コミュニティの街がなく ナンスにより区政運営を行うとい 昨年の基本構想審議会で今 後の墨田区は、協治・ガバ 至極当たり前のこ

X 議 を傍聴 てみ ませ h か

後の課題としたい

の様子を傍聴することができます 動をしているのかを見守るのは重 うに決まるのか、また、区民の皆 委員会の傍聴をご希望の方は、委 は公開されており、どなたでもそ さんが選んだ議員がどのような活 員会室 区議会本会議場(区役所庁舎19階) 要です。このため本会議や委員会 本会議の傍聴をご希望の方は 区政のさまざまな事項がどのよ お越しください。 (17階) の傍聴受付まで

会ホームページに掲載しています ので、ご参考にしてください。 会議の日程等については、

> るべき。 ミュニティに対する支援策を講じ つ積極的に町会・自治会や地域コ

ら支援できる体制をつくりたい

討したい。搬入台数については、

ニティブロックから6つのコミュ ニティを統一すべき。 ィの情勢を考えるならば、コミュ いる。しかし、本来のコミュニテ ニティエリアに変更しようとして 区は新基本計画で8つのコミュ

めには、地域のコミュニテ 協治・ガバナンス実現のた

識しており、コミュニティ活動の 性化が、重要な課題である。今後、 は少ないものと考えているが、 え方は、交通の利便性の向上や区 形での支援策を講じていきたい。 の中で町会の自主性を損なわない 考えていくこととしているが、そ 具体的な協治のあり方や仕組みを 中核を担う町会・自治会活動の活 されることが必須条件であると認 動の中から地域の課題に積極的に ミュニティ活動への直接的な影響 リアを示したものであり、地域コ ザを中心とした公共施設の配置エ 民の行動範囲の拡大を受けて、区 がこれから整備していく地域プラ 取り組もうとする人材が多数輩出 ィ活動が多様に展開され、その活 6つのコミュニティエリアの考

べきものと決定した



八広児童館

12月8日

り可決すべきものと異議なく決定 した。 険特別会計補正予算-議案 平成18年度墨田区介護保 -原案どお

福 祉 保 健 委 員 会 の も ょ う

定した。 の拠点施設として、 て設置するとともに、 営について定めるもの **ンター条例**:在宅での子育て支援 おり可決すべきもの 支援総合センター 議案)墨田区子育て支援総合セ 103号)を公の施設とし (京島一丁目35 と異議なく決 墨田区子育て その管理運 -原案ど

処理する広域連合を設立するため、

この広域連合の規約に係る協議を

広域にわたり総合的かつ計画的に が後期高齢者医療に関する事務を

するもの一

-起立表決の結果、原

案どおり可決すべきものと決定し

京都の区域内のすべての区市町村

老人保健法の一部改正に伴い、東

域連合規約に係る協議について:

議案)東京都後期高齢者医療広

案どおり可決すべきものと異議な 健医療特別会計補正予算:一般会 2000円を追加するもの-計繰出金追加として、4077万 く決定した。 議案)平成18年度墨田区老人保

画に関する陳情

-起立表決の結

不採択とすべきものと決定し

陳情ひきふね保育園民営化計

おり可決すべきものと決定した。 険者保険料還付金追加及び介護給 もの 3388万7000円を追加する **険特別会計補正予算**:第一号被保 付費準備基金積立金追加等、4億 議案 平成18年度墨田区介護保 -起立表決の結果、原案ど

不採択とすべきものと決定した。

-起立表決の結果

報告(仮称)こひつじ保育園

ービス拡充に関する陳情(第1

ブ及び日常生活用具給付事業のサ

陳情)視覚障害者のガイドヘル

立表決の結果、原案どおり可決す 指定管理者に指定するもの-4月1日から24年3月31日まで、 の指定について/江東橋児童館の 株式会社日本デイケアセンターを 指定管理者の指定について:19年 議案)八広児童館の指定管理者

園の保育園事業の概要等について

年4月1日開園を予定している当

亅目23番(旧緑図書館跡地)に19

の開園準備状況について一

緑二

報告があった。 建設が進む(仮称)こひつじ保育園

みなさんの

声

願

陳

情

の

受付

陳情の審査結果

今回の定例会で決定した議案は以下のとおりです。

◎区長提出議案

<決 算>

- ·平成17年度墨田区一般会計歳入歳出決算
- ・平成17年度墨田区国民健康保険特別会計歳 入歳出決算
- ·平成17年度墨田区老人保健医療特別会計歳 入歳出決算
- ·平成17年度墨田区介護保険特別会計歳入歳 出決算

<予 算>

- ·平成18年度墨田区一般会計補正予算(2件)
- ·平成18年度墨田区国民健康保険特別会計補 正予算(2件)
- ·平成18年度墨田区老人保健医療特別会計補
- ・平成18年度墨田区介護保険特別会計補正予 算(2件)

<条 例>

- ・災害に際し応急措置の業務に従事した者等 に係る損害補償に関する条例の一部を改正
- ・墨田区営住宅条例の一部を改正する条例
- ・墨田区学童災害共済条例の一部を改正する 条例
- ・墨田区子育て支援総合センター条例
- ・職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例
- ・職員の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例
- ・幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例

<その他>

- ・八広児童館の指定管理者の指定について
- ・江東橋児童館の指定管理者の指定について
- ・東京都後期高齢者医療広域連合規約に係る 協議について

◎議員提出議案

Rising

とりまとめ結果」

について報告

・公共工事における建設労働者の労働条件確

してい

事務局 りテープ版」を発行し、お届けし または、すみだ福祉保健センタ をお伝えするため、「区議会だよ 問い合わせください ています。 (5608 - 3711)ご希望の方は、区議会 までお

版を

目の不自由な方に区議会の活動 ます

受理したものについては、その定 いますが、各定例会(2月、6月、 請願・陳情ともに常時受付けて (閉庁日は除きます) までに 11月)の最初の本会議の3

れます については、 会事務局までお問い合わせくださ 例会で、それ以降に受理したもの 詳細については、 次の定例会に付託さ 区議

都区制度改革に関する陳情

果は、 実現を図ります。また、審査の結 提出時期 ことにより、請願・陳情の趣旨の

者に通知され

継続審査としたもの

沿うことは困難である

項 •

第2項)

【企画総務委員会付託】

会議日程 (会期15日間)

第4回定例会中に開かれた主な会議は次

のとおりです。		
11月24日	本会議	・会期の決定
		・代表質問
27日	本会議	・代表質問
		・一般質問
		・決算の認定
		・区長提出議案の説明
		・委員会付託
29日	都市開発・交通	・付託事項の調査
	対策特別委員会	
30日	区民文教委員会	・付託議案の審査等
12月1日	福祉保健委員会	・付託議案の審査等
4日	地域都市委員会	・付託議案の審査等
5日	企画総務委員会	・付託議案の審査等
6日	墨田区基本計画	・付託事項の調査
	調査特別委員会	
7日	議会運営委員会	・本会議の議事運営
	区議会広報委員会	・第147号の発行
8日	本会議	・議案の議決
		・区長提出議案の説明
		・委員会付託
	区民文教委員会	・付託議案の審査
	福祉保健委員会	・付託議案の審査
	企画総務委員会	・付託議案の審査
	議会運営委員会	・本会議の議事運営

保等に関する意見書

特別委員会を開

業平橋地区まちづくりに

12月15

都市開発・交通対策特別委員会

業平橋・押上地区開発計画(案) 11月(日

画区域設定の考え方、北十間川水 押上・業平橋駅周辺地区の地区計 説明がありました。また、参考とし 辺活用構想(素案)などについて 関して、 業第Ⅱ街区の現状と今後の予定に また、押上・業平橋駅周辺地区地 考え方について説明 ついて、説明がありました。 上・業平橋駅周辺土地区画整理事 画概要説明会の 地域貢献に係る基本的な がありました。 報告及び押

■墨田区基本計画調査特別委員会 12月6日

素案の変更点等につ 最終案が取りまとめられたので るパブリックコメントの実施結果 計画素案」について、 及び当委員会での質疑等を踏まえ、 調査・検討を行った 8月1日以降、 4回にわたって いて報告があ 墨田区基本 素案に対す

事務組合と東京瓦斯株式会社との

及び新タワー

のデザインについて

がありました。

業平橋・押上地区開発計画(案)

響評価について報告がありました。

て業平橋押上地区開発事業環境影

■行財政改革等特別委員会 12 月 13

りました。

事務配分、特別区の区域、税財政 制度の各項目ごとに整理を行った 方制度改革と東京の自治、都区の これまで検討してきた内容を、地 あり方に関する検討会」において 都区制度改革に関 心、「都区の

新タワーパンフレット

開かれます。

次の定例会は2月に

充実に努めます。 ごしですか。今年も紙面の一層の

区議会事務局議事調査担当

6352

区議会事務局から

編集後記

れ報告がありました。 合弁会社の設立について、それぞ 新年を迎え、皆さんいかがお過

て、また、東京二十三区清掃一部 18年度までの主な取組成果につい 行財政改革実施計画の14年度から た「中間のまとめ」について及び 討委員会」で検討し、取りまとめ みづくりについて、「墨田区協治 ための具体的な方策などその仕組 基づき、地域社会を構築していく (ガバナンス) の仕組みづくり検 がありま ま (ガバナンス)」 基本構想に掲げられ の考え方に

公共工事における建設労働者の労働条件確保等に関する意見書

次のとおり決定しました。

■不採択としたもの

応を行っています。

■請願・陳情の取扱い

ては、原則として請願と同様の 内容が請願に適合するものについ 必要ありませんが、本区議会では

[福祉保健委員会付託]

ひきふね保育園民営化計画に

関する陳情

「趣旨に沿う

会又は議会運営委員会に審査が付

陳情は、所管の常任委員

託されます。

ことは困難である」

視覚障害者のガイドヘルプ及

ービス拡充に関する陳情(第 び日常生活用具給付事業のサ

係行政庁などに意見書を提出する

の執行機関への送付、

国会や関

採択した請願・陳情は、

区長等

負会で審査し、最終日の本会議で 続審査となったもの) を所管の委

2件は平成18年第3回定例会で継

要です。

陳情には、

議員の紹介は

今定例会では、陳情3件

(うち

民の権利であり、

議員の紹介が必

に反映させるための憲法にある国語願は、みなさんの意志を政治

建設産業は我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に 大きく貢献しています。しかし、近年の公共事業の減少による受注 競争の激化に伴い、施工単価や労務費の引下げが進み、そのしわ寄 せは、末端施工業者や現場労働者に向けられています。そのため、 建設労働者は、他産業では常識とされるような明確な賃金体系の確 立や労働条件の整備も不十分なまま、低賃金・長時間労働といった 労働環境におかれています。このような状況の中、技能労働者の離 職率が高まるとともに、若年労働者の確保や育成が、ますます困難 になっています。

平成13年4月には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関 する法律」が施行され、併せて「建設労働者の賃金・労働条件が適 切に行われるよう努めること」等の附帯決議が付されました。

日本経済に大きく影響する建設産業を健全に発展させ、工事にお ける安全や品質を確保するとともに、雇用の安定や技能労働者の育 成を図るためには公共工事における新たなルールが必要です。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、公共工事において建 設労働者の適正な賃金を確保するとともに、公共工事の品質を適切 に確保する観点から、次の事項を実現するよう強く要望いたします。

- 公共工事における建設労働者の適正な賃金、労働条件の確保を
- 建設労働者に対する賃金支払いが適切に行われるよう条件整備 を図ること
- 公共工事に携わる建設技能労働者の確保・育成を図ること。

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣 あて

議員の寄付行為の禁止について

政治家や後援団体が選挙区内の人に金品を贈ることは、公 職選挙法により、いかなる名目であっても禁止されており、 そうした行為は原則罰則の対象となります。

ただし、会費が設定されている会であれば、他の参加者と 同等の会費を支払っても寄付行為にあたらないと考えられて います。

地域・区民の皆さんと適正・良好な関係を保っていくため、 実費が伴う行事や会費が必要とされる催しの案内状には、会 費を明示して議員に通知するようにしてください。

〔典型的な禁止される寄付の例〕

- ▶お中元、お歳暮、お見舞い
- ▶ スポーツ大会、運動会、盆踊りなどへの差し入れ・寸志
- ▶ 町会・自治会主催行事への差し入れ・寸志
- 各種祭礼への贈答品・寸志
- ▶ 葬式・落成式・開店祝いの花輪
- ▶ 入学・卒業・就職祝い